

『インボイスは全ての事業者が登録する必要はない！？』
～インボイス制度の基本と対応について～

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、即実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時：令和3年12月10日 **金**

17:00～18:00

■会場：柳津町商工会館

〒501-6104

岐阜県岐阜市柳津町本郷2-1-5

TEL 058-387-6464

■講師：松岡 瞬 氏

M'sソレイユ松岡オフィス
税理士



【講師プロフィール】

1986年岐阜県生まれ

未来会計コンサルティングとITビジネスコンサルティングを得意とする。

日本一の未来会計コンサルタントを決めるプレゼン大会で200名以上の中から、史上初の2連覇を達成した。

『インボイス制度』とは・・・

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『インボイス』とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

柳津町商工会 行

FAX 058-387-6878

TEL 058-387-6464

申込締切日：11月30日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

柳津町商工会

〒501-6104 岐阜県岐阜市柳津町本郷2-1-5

電話：058-387-6464 FAX：058-387-6878

主催：岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：柳津町商工会

（この事業は制度改正に伴う専門家派遣等事業として開催します）